

地方自治法一部改正の概要

1 改正理由

第28次地方制度調査会の答申（平成17年12月9日）を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大等を図るため

2 改正概要

《地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置》

(1) 副知事及び助役制度の見直し

- ・市町村の助役に代えて、副市町村長を置くものとする。
- ・副知事及び副市町村長の職務として、長の命を受け、政策及び企画をつかさどること並びに長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、事務を執行することを追加する。

(2) 出納長及び収入役制度の廃止

出納長及び収入役を廃止し、一般職である会計管理者を置くものとする。

(3) 監査の充実

識見を有する者から選任する監査委員の数について、条例で増加できることとする。

(4) 財務に関する制度の見直し

クレジットカードによる使用料等の納付、有価証券の信託、行政財産である建物の一部貸付等を可能とする。

(5) 地方六団体への情報の提供

地方公共団体に新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合、各大臣から地方公共団体の連合組織（地方六団体）にその内容となるべき事項を知らせる措置を講ずる。

(6) 吏員の廃止

「吏員」と「その他の職員」の区分及び「事務吏員」と「技術吏員」の区分を廃止し、一律に「職員」とする。

《議会制度の見直し》

(1) 議長への臨時会の招集請求権の付与

議長は、議会運営委員会の議決を経て、長に対し臨時会の招集を請求することができることとする。

(2) 専決処分の要件の明確化

長は、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認めるときは、専決処分することができるものとする。

(3) 委員会制度

- ・議員の複数常任委員会への所属制限の廃止
- ・委員会の委員につき、閉会中でも、議長が指名することによって選任ができることとする。
- ・委員会の議案提出権を認める。

(4) 専門的知見の活用

学識経験者等の知見を活用し、政策立案機能を強化

《中核市制度の見直し》

中核市（人口30万以上）指定に係る面積要件（人口50万未満の場合、面積100平方キロメートル以上）の廃止

3 施行期日

平成19年4月1日

※ただし、監査、中核市関係は公布日

財務、地方六団体への情報提供、議会関係は公布後1年以内において政令で定める日

自治法改正による特別職制度の変更点

1 助役について

「法改正による変更点」

- 1 名称変更（助役⇒副区長）
- 2 定数化（定数条例）
- 3 職務拡大（長の補佐に加えて）
 - (1) 長の命を受け政策及び企画をつかさどること
 - (2) 長の権限に属する事務の一部について、委任を受け事務を執行すること

地方自治法新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第161条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。</p> <p>2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。</p> | <p>第161条 都道府県に副知事一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>2 市町村に助役一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。</p> |
| <p>第167条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第153条第1項の規定により委任を受け、その事務を執行する。</p> <p>3 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。</p> | <p>第167条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。</p> |

2 収入役について

「法改正による変更点」

- 1 収入役廃止
- 2 会計管理者設置（補助機関職員の中から任命）

※改正法附則第3条により、施行時に在職する収入役については、その任期中に限りなお従前の例により在職する在任特例が置かれている。

地方自治法新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第168条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。</p> <p>2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。</p> | <p>第168条 都道府県に出納長を置く。</p> <p>2 市町村に収入役一人を置く。ただし、政令で定める市及び町村は、条例で収入役を置かず市町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。</p> <p>3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。</p> <p>4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。</p> <p>5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。</p> <p style="text-align: center;">【以下の項は省略】</p> |
| <p>第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。</p> | <p>第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、出納長及び収入役は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 副出納長又は副収入役は、出納長又は収入役の事務を補助し、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときは、その職務を代理する。副出納長又は副収入役が2人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">【以下の項省略】</p> |

3 監査委員について

「法改正による変更点」

識見選任委員を条例で増加可（識見選任委員増加で定数4人超も可）

※参考 人口25万人以上による変更点

- 1 定数の増加（3人⇒4人）
- 2 議員選任委員数2人も可（1人⇒1人又は2人）
- 3 識見選任委員のうち1名を常勤化

地方自治法新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第195条（略）</p> <p>2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、<u>その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。</u></p> <p>第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、<u>都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とするものとする。</u></p> <p>2 識見を有する者の中から選任される監査委員の数が<u>2人以上である普通地方公共団体</u>にあっては、<u>少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">【以下の項省略】</p> | <p>第195条（略）</p> <p>2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、<u>その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。</u></p> <p>第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、<u>監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。</u></p> <p>2 識見を有する者の中から選任される監査委員の数が、<u>3人である普通地方公共団体にあっては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあっては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">【以下の項省略】</p> |